

# 第 1 1 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 6 年 1 月 2 9 日 (月)

午前 1 0 時から

場 所 第 1 委 員 会 室

## 付 議 事 項

1 モニター意見「議会運営委員会における議題と議論に関して」について

・・・資料 1

2 「山陽小野田市議会議長の任期を 3 年以内とすることを求める陳情書」について・・・資料 2

3 その他

山陽小野田市議会  
議長 高松秀樹 様

2023年8月21日  
市議会モニター 下瀬俊夫

### 議会運営委員会における議題と議論に関して



8月9日に開催された第53回議会運営委員会の付議事項を見て驚いた。まさかと思って当日の議会運営委員会のYouTubeを観て唖然とした。

大井委員長が開会宣告の後、「付議事項第1点として議長、副議長の任期について」と公然と議長、副議長の任期について議題としたからである。

議会事務局から「実質的な任期と申しますか……、県内各市議会の状況について報告します」と若干ためらいがちな報告のあと、至誠一心会代表の笹木議員から「他市にならって議会運営を緊張感を持って行うため……」などと議長任期を4年から2年に変更を提起した意図について報告された。続いて各会派からこの問題提起に関する検討結果の発言があり、みらい21の大井議運委員長は「地方自治法では議長任期は4年とあるが、より緊張感のある議会運営のためには4年ではなく2年とすべき」との発言を行った。創政会や他会派からもほぼ同じ趣旨の発言が行われ、反対意見は共産党や無所属会派だけだった。

1、公式の議会運営委員会の場で公然と地方自治法の規定を無視するかのような議題と各議員からの発言に対して、議会事務局からはそれを追認するかのような発言が行われた。特に今回の議論の中で看過できないのは大井委員長の次のような発言だ。彼は「地方自治法は議長任期は4年だがそれは議会改革とは関係ない。議会自立権の範囲内で2年に変更できるし、それは法律違反ではない」と述べた。これは驚くべき発言だ。

地方自治法第103条2項では「議長及び副議長の任期は、議員の任期による」と明記されている。大井委員長は何を根拠に地方議会で地方自治法の規定が勝手に変更でき、それは「地方議会の自立権の問題で、法律違反ではない」と主張されるのか？

その発言の根拠を明確にされるべきではないか。

2、公明党も含めて議長任期を2年とすることに賛成した各会派の意見の中で、奇妙にも「議長任期2年は議会を活性化させるため」とほぼ一致する発言を行ったことが特徴だ。つまり現在の高松議長の議会運営が議会活性化をさせる上で大いに問題があることをほのめかしている訳だが、それなら何故議長任期が4年なら「議会が活性化しない」のか、キチンと根拠をあげて証明すべきではないか。

3、特に議会基本条例を議論する過程で、過去議長が2年置きに辞表を出している現状の改善は急務として、「市長など市執行部に対抗するための議会及び議長の権威」の問題と

して市長と同じ地方自治法どおり4年が必要だとの議論に落ち着いた経緯がある。そうであれば過去4年の任期を全うしてきた議長のあり方に関して明確な総括が必要ではないか。「議長任期は議会改革とは関係ない」との言い方だけで見直されることには大いに違和感があるし、議会改革を云々するのであればなぜ今回の議長任期に関して、各会派からの単なる「報告」だけに止めず、自由討議にして活発な意見交換を行わなかったのか。

4、過去、各議会で議長が2年おきに「辞表」を提出することで生まれていた、議長選挙の裏側で繰り広げられる醜いポスト争いの事態に多くの市民がうんざりした経緯がある。これが「議会活性化」などという美名のもとに再び繰り返されるのであれば、今回の議論に賛同した各議員の責任は重い。特に今回の「議長任期2年」に関してはすでに市議選の改選直後からささやかれていたことで、既定の方針だったものを「議会活性化」などとおかし気な理屈をつけて口裏を合わせて過去に戻そうという魂胆そのものが「議会活性化」とはほど遠い議論だということを指摘しておきたい。

5、議長任期との関連で「申し合わせ事項」の変更も議論されたが、この「申し合わせ事項」は全議員一致が原則の「紳士協定」だということを忘れてはならない。「申し合わせ事項」は多数決で決定するものではないし、当然、議会運営委員会だけで決定できるものでもない。何故なら「自分は拘束されない」という議員が一人でもいた場合は「申し合わせ」にはならないし、一人でも反対がいれば「申し合わせ事項」そのものが意味をなさなくなるからだ。

以上

山陽小野田市議会

議長 高松秀樹 様

2024年1月15日

山陽小野田市厚狭217-1  
下瀬 俊夫

山陽小野田市議会議長の任期を3年以内とすることを求める陳情書

## 〈陳情の趣旨〉

昨年、8月9日に開催された第53回議会運営委員会において、「議長任期」が付議事件とされ、圧倒的多数の会派が「議長任期を2年とする」との意見を述べ、賛成を表明しました。

この議論を「看過できない問題」として重視した私は、8月21日付で議会モニターの意見書を高松議長に提出しました。その後、この意見書に対する回答は市議会からは何もなく、昨年末に議会事務局に問い合わせたところ「回答は検討中」とのこと。意見書を提出して既に5ヵ月近くが経過しているうえ、議会運営委員会も「議長任期に関する議論は継続中」とのことです。

私は「議長任期に関する議論そのものが法律違反」であるとの認識から意見書を提出しましたが、いまだに議会運営委員会では「議論が継続中」で、私の意見書そのものも棚ざらし状態のようです。市議会はずなぜ「法律違反だ」との指摘をまともに受け止め、白黒の決着をつけられないのでしょうか。

もし仮に、山陽小野田市議会の「議長任期に関する議題や議論」が法律違反ではなく、正当であるとするのなら、私があえて「議長任期を3年以内とするよう求める」陳情書を提出しても、それは違法ではないということになります。

## 〈陳情の内容〉

1、議長任期に関して2年とする賛成意見が議会運営委員会の中で多数となったにも関わらず、なぜか結論が先延ばしにされたため、昨年10月には議長選挙が行われませんでした。その後も議論が継続されているとのことであり、標記のように議長任期を3年以内とされるよう陳情いたします。



以上